

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第 11 次厚木市総合計画に基づく地方創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県厚木市

3 地域再生計画の区域

神奈川県厚木市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口総数は、平成 29（2017）年 12 月に 225,879 人と最高値を記録した後、減少傾向に転じており、令和 7（2025）年では 223,544 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の推計に基づき、本市が独自に行った推計では、令和 32（2050）年に 192,592 人、令和 52（2070）年に 156,716 人となることが見込まれている。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 2（1990）年以降緩やかに減少し、平成 17（2005）年に老年人口（65 歳以上）とほぼ同数、令和 2（2020）年には後期高齢者人口（75 歳以上）を下回り、令和 7（2025）年には 23,560 人となっている。生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 17（2005）年以降緩やかに減少し、令和 7（2025）年には 137,953 人となっている。老年人口は、一貫して増加を続け、令和 7（2025）年には 58,829 人となっている。特に平成 2（1990）年以降は急速に増加しており、平成 27（2015）年以降、人口総数に対する老年人口の割合は 21%を超え、超高齢社会に突入している。

自然動態をみると、年間出生数は直近 10 年で 1,697 人から 1,171 人に減少した一方で、年間死亡数は同期間で 1,712 人から 2,615 人に増加しており、平成 27（2015）年以降は出生数が死亡数を下回る自然減が拡大している。

社会動態をみると、直近 10 年で転入者数及び転出者数は、おおむね年間 1 万人程度で推移している。令和 3（2021）年以降は、転入者が転出者を大きく上回る

状況が続いており、転入超過（社会増）になっているが、近年では転入超過数は減少傾向にある。

このように本市の人口構成は、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は一貫して増加しており、高齢化が着実に進行している。本市が行った推計では、この傾向は今後も続き、人口構成の偏りが一層進むことが見込まれる。

これらの課題を踏まえ、今後も本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるため、次のまちづくりの方針に基づき、戦略的かつ実効性の高い施策を着実に推進することとする。

①定住促進の更なる推進

社会動態については、転入超過が続き、社会増の状況ではあるが、近年の転出者の年齢（5歳階級）別構成では、転出者の約6割を20・30歳代が占め、若い世代の転出が顕著となっている。また、令和6（2024）年には、40歳代前半が転出超過に転じた。

急激な人口減少を和らげるためには、バランスの取れた人口構成の確保が欠かせないため、新たな人の流れを生み出すまちづくりを進め、交流人口から関係人口、更には定住へとつなげる仕組みづくりが必要である。中心市街地の再整備や交通利便性の高い道路網の整備、地域のつながり合いによる安心安全なまちづくりなど「住みたい」環境を提供し、持続的な人口流入と定住促進を図る必要がある。

②子育て・教育施策の一層の強化

これまで、本市では合計特殊出生率の上昇を目指して、取組を進めてきたが、平成28（2016）年の1.33から一貫して下降し、令和5（2023）年には1.09まで低下している。また、出生数についても減少が続いている状況となっている。

出生率の低下は、結婚・出産をめぐる経済的不安、仕事と子育ての両立の困難、住まいや教育環境への将来的な不安など、その要因は多岐にわたる。こうした課題に対応するため、引き続き、切れ目のない子育て支援や質の高い教育の提供に加え、子育て世帯への住宅支援や保育サービスの拡充に取り組むことで、こどもたちが幸せに暮らし続けることができる、「育てたい」まちづくりを推進し、急激な年少人口の減少を抑制する必要がある。

③雇用と産業の持続的発展

生産年齢人口の減少は、労働力供給の縮小だけでなく、地域社会の担い手不足という観点からも深刻な課題であり、経済・行政・地域活動のあらゆる分野で人手不足が常態化すれば、サービス水準の維持が困難となり、地域力の低下を招くおそれがある。

広域交通の要衝としての高い優位性をいかし、新たな産業拠点の創出や企業誘致、中小企業を始めとした既存企業の支援に取り組み、本市で「働きたい」と思える環境を整備する必要がある。

本計画期間においては、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための取組を戦略的に進めるため、「住みたい」「育てたい」「働きたい」をキーワードとする三つの基本目標を掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標1 「住みたいまち」厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる
- ・基本目標2 「育てたいまち」こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる
- ・基本目標3 「働きたいまち」地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和17(2035)年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	総人口	223,544人 (令和7(2025)年)	217,000人 (令和17(2035)年)	基本目標1
イ	0~14歳人口	23,903人 (令和7(2025)年)	20,500人 (令和17(2035)年)	基本目標2
ウ	事業所数	7,235事業所 (令和6(2024)年)	8,500事業所 (令和17(2035)年)	基本目標3

ウ	従業者数	152,128人 (令和6(2024)年)	154,000人 (令和17(2035)年)	基本目標3
ウ	法人均等割納税義務者数	7,910事業所 (令和6(2024)年)	9,200事業所 (令和17(2035)年)	基本目標3

※ 人口に係る数値目標は、人口減少のペースを緩和し、将来的に一定のレベルで歯止めがかかることを目指す、施策の効果を見込んだ将来の人口推計を踏まえた目標値を設定している。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

厚木市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる事業

イ こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる事業

ウ 地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる事業

本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、地域がつながり合い、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる魅力あるまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・本厚木駅北口周辺の一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みへの再整備
- ・スポーツ、文化芸術、歴史など新たな発見や感動を得られる環境づくり

- ・災害による被害を最小限に抑える防災・減災対策の充実
- ・健康で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現 等

イ こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる事業

妊娠から出産、こどもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実により、こどもたちが幸せを感じられるまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実
- ・子育て世帯の定住促進を図るための支援の充実
- ・こどもたち一人一人に合わせた質の高い教育の提供
- ・地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施 等

ウ 地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる事業

経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくりにより、将来にわたって持続可能な発展するまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・新たな産業拠点の創出による企業の誘致
- ・経済基盤を支える中小企業の経営支援
- ・就労の希望をかなえる取組の推進
- ・日ごろの移動の足となる地域公共交通の充実 等

※ なお、詳細は第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※ 令和7年度に実施した事業の効果検証及び事業内容等については、第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月頃に市の附属機関である「厚木市総合計画審議会」による効果検証を行い、評価結果を翌年度の取組改善に反映させる。検証結果については、検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 18（2036）年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

○ 地域未来交付金（地域未来推進型）の活用（内閣府）：【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 18（2036）年 3 月 31 日まで